

福島県 ◆ 青果 出荷制限リスト ◆

● 【福島県】 青果 出荷制限リスト

2枚中1枚目

2023年8月1日

区分	品目	国の出荷制限（出荷しないでください）	県の要請等（収穫、出荷を控えてください）
キノコ類	原木シイタケ（露地）	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る）、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る）	-
	原木シイタケ（施設）	川俣町、伊達市（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く）	-
	原木ナメコ（露地）	相馬市、いわき市	-
	キノコ類（野生）	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯舘村（ただし、県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるマツタケを除く） 会津若松市（ムキタケ、クリタケを除く）、西会津町（マイタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケを除く）、会津美里町（ナメコ、ムキタケを除く）、只見町（ナラタケ、ブナハツタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケを除く）、柳津町（マイタケを除く）、三島町（マイタケを除く）、昭和村（ムキタケ、マイタケ、クリタケ、ナメコを除く）、下郷町（ムキタケを除く）及び県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるマツタケを除く ※1 非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷等が可能	-
乾シイタケ	-	【出荷自粛】郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、本宮市、国見町、鏡石町、天栄村、西郷村、棚倉町、矢祭町、塙町	
山菜	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	【出荷自粛】富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村
	ウド（野生）	須賀川市、相馬市、広野町、楡葉町、川内村、葛尾村	-
	クサソテツ（こごみ）	伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、葛尾村	-
	クサソテツ（こごみ）（野生）	福島市、南相馬市、二本松市、大玉村	-
	コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	【出荷自粛】浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯舘村
	コシアブラ（野生）	西会津町、只見町	-
	ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、川内村、葛尾村	-
	ゼンマイ（野生）	広野町、大玉村	-
	ウワバミソウ（野生）	国見町	-
	タラノメ（野生）	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	【出荷自粛】楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村
	フキ	葛尾村	-
	フキ（野生）	桑折町、楡葉町	-
	フキノトウ（野生）	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、葛尾村	-
	ワラビ	南相馬市、川俣町、楡葉町、鮫川村、葛尾村	-
	ワラビ（野生）	福島市、二本松市、いわき市、広野町、伊達市	-
サンショウ（野生）	-	【出荷自粛】いわき市	
ネマガリタケ（野生）	-	【出荷自粛】猪苗代町（所定の検査・出荷管理に基づき非破壊検査を受け、基準値を下回っていることが確認されたものを除く）	

●【福島県】 青果 出荷制限リスト 2枚中2枚目

2023年8月1日

区分	品目	国の出荷制限（出荷しないでください）	県の実情等（収穫、出荷を控えてください）	
野菜	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点を除く)に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)	-	
	結球性葉菜類 (キャベツ・白菜等)			
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー等)			
	カブ			
	ワサビ(畑で栽培されたもの)			伊達市(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く)、川俣町(山木屋の区域に限る)
	トウガラシ			-
果実	ウメ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)	【収穫自粛】川俣町(山木屋の区域に限る)	
	ユズ			
	クリ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)	-	
	キウイフルーツ			
	ビワ	-	【出荷自粛】南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)	
	カキ	-	【出荷自粛】伊達市	
	アケビ(野生)	-	【収穫自粛】川俣町(山木屋の区域に限る)	
	ギンナン	-	【出荷自粛】南相馬市	
	クルミ	-	【加工自粛】福島市、伊達市、桑折町、国見町(県が定める管理計画に基づき管理されるものを除く)検査を実施していないため、出荷販売を目的とした加工を控える町村：富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	
	あんぽ柿及び干し柿等の「カキ」を原料とする乾燥果実	-	【出荷自粛】浪江町(浪江町内の植物を蜜源として生産された「ハチミツ(百花蜜に限る)」)	
ハチミツ(百花蜜)	-			
穀類	令和4年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く)	富岡町(平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く)を除く区域に限る)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る)、葛尾村(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る)、飯舘村(平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る)	-	

出荷制限指示の出ている品目のものは、加工用の原材料として使用することもできない。また、山菜やキノコ類において上記に記載のない品目については、安全性が確認されているということではないため、最寄りの行政機関(保健所)などに確認が必要。

< YB 出荷制限 自社基準 >

品目	YB 自社基準
<野生> 山菜、乾燥山菜、キノコ類、乾燥キノコ類	全面的に販売自粛。 野生のものは、生育環境の違いによる放射性物質濃度にばらつきがあるため、栽培履歴が取れない野生の山菜、キノコ類は、出荷制限・自粛制限に限らず出荷できない。(ラベルの登録ができない仕組みとなっている。)
<露地・施設栽培> 乾燥山菜、乾燥キノコ類	出荷制限地域以外のもので検査を実施。 乾燥されることにより原料中の放射性物質が濃縮され基準値を超過する可能性が高いため、検査を実施。